

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

下川町長 谷 一



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

下川町

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 31 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 下川町地区 71(法人 7)

区 域	個人	法人
① 下川町	64	7

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが、十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、面的に集約された形で担い手への農用地の  
集積を進める。

6 地域農業の将来のあり方

認定農業者及び集落営農組織等に対して農地の流動化や集積を図るとともに、新規  
就農者の確保や第三者継承、集落営農組織等の育成を進める。